

2010年2月20日勉強会議事録

課題本 高坂正堯『国際政治—恐怖と希望—』

発表者：中山（序章～二章）・久富（三章～終章）

出席者：嶋田研・安達・十河晃・中山・古川・十河祐・嶋田紫・久富

記録者：久富

### 序章～第一章

○はじめに各々の雑感

- ・ホップズ的恐怖の所で出てきたピストルの例え・・・状況を単純化しているのに複雑！
- ・昔は戦争をしても国の存続に関わるような損害を想定していなかった。軍事力について・・・wikiによると軍事力は2種類、質と量があり、質は兵士の熟練度・量は傭兵の数とある。近代戦の特徴として毒ガス・高射程ライフルの開発・鉄道の利用。
- ・ドゴールの引用（p34）で・・・オリンピックなどのスポーツが集団的精神を育てたところがおもしろいと思った。フーリガンのあの暴動の熱情につながるのか。どこかハレ（晴）とケ（褻）に通じるところがあるのでは。もともとサッカーは断頭台から落ちた生首を蹴り合ったところから始まったと言われ、そういった非日常的な状況での熱狂が大衆化へと繋がっていった？

○軍備縮小について

世の中には声高に平和をよびかける活動に熱心な方々がたくさんいらっしゃる。。。このような人々はなぜ平和運動をするのか！？という疑問に関して———相手を心の底から信じているとしか考えられない・・・単純に、軍事力（核兵器）を持つことが悪だと考えているのでは・・・という意見が出た。軍事力＝悪と図式化すること、これこそ高坂先生が戒めていること。ピストルがなくなっても危機はなくなる。

- ・ 科学が進歩すること自体が悪いのか！？という問いに、平和を唱えるだけの方々は科学の悪い面しか見ていないのでは、という意見が出た。
- ・ 平和主義を唱えることこそが素晴らしい！！と考える人もいるのでは・・・といった意見も。平和主義な自分カッコいい！！みたいな・・・自己陶醉に陥っている、見た目・美辞麗句にだまされて何も考えていない人は信じてしまうのでは。
- ・ 本書後半では、各国固有の考え方がある…というように、さまざまな考え方を認めているようだが・・・（性善説も含む）、そういった各国の考え方を固有の考えと認める以前に悪い考えを持った国もあるのではないかと思う。。。

○コミュニケーションが重要！

本書随所で強調されているコミュニケーションに関して・・・

アメリカと北朝鮮の関係では北朝鮮の巧みさが際立っている。もはやコミュニケーション

の手段として核武装もあり得るのでは？という投げかけを皮切りに、ここでは主に核兵器・核武装について話し合った。

- ・ 一人一人がコミュニケーションでわかり合えれば、国と国との仲が悪くても何らかの解決策が生まれないか・・・国と国以前に、より下層でコミュニケーションができれば。
- ・ 現代において核の存在はジョーカー。戦略の手段と化している。
- ・ 核を持たないと主張している団体は日本に多いような・・・外国ではあまりそんなことはないのでは。⇒日本は被爆しているのだから核アレルギーがある。歴史的に敏感・・・

そもそも核は持っていていいとか悪いとかなどあるのか？？という素朴な疑問に、現在は部分的核実験停止条約などで制限されているのではという声が上がった。現在核を持っている国は他の国に持つことを禁じていて自分だけが核保有しているのはずるいと思うという意見も。

- ・ 日本は唯一の被爆国だからこそ・・・

⇒核を持たない。

⇒核で武装すべき。

} どちらも成り立つ！！

※※※つまり被爆国であることは何の付加要素にならない。

- ・ 日本が核を持つとアメリカが持つよりも抑止力が強いのでは・・・

⇒心情的にはわかるが国際的には難しい

- ・ “日本だけがアメリカに核で攻撃する権利がある”と聞いたが・・・

⇒いわゆる戦争の中での法則を指すのではないか。アメリカは日本が反撃できぬよう未来永劫核武装させないという密約も存在したとか・・・！？

- ・ 外国には「核を持ってるよ」と言っておいて、実際は持たないということもアリでは？

⇒そうした場合には、強固な情報管理が必須だが、実際は中国のハニートラップなどで自衛官の幹部クラスが情報漏えいする危険性などある。

{ 核を持つなら持つで、それなりの防衛体系を整える。

{ 持たないならそれに替わる影響力を持つ体制が必要。

- ・ 国内では核拒否反応がだいぶましになってきたのでは・・・以前は“核武装すべき”とただただ極右のレッテルを貼られていた。

- ・ 中山さんのレジュメ p8③の高坂さんの説・・・“軍備規制が行われて全面核戦争の危険が減れば減るほど、限定戦争という手段を使いやすくなる。”について

⇒とても納得できた。これこそが核がなくなっても平和は訪れないという論証では。

- ・ 日本の防衛について、東京の地下広範囲に広がる穴にミサイルを装備させればアメリカなんか比べ物にならない・・・と言う軍事評論家もいるという。

- ・ 本書では、防衛しすぎてもダメと言われていたが、防衛手段としての装備をせず、ただバリアや防空壕に入るなら OK では？反撃を前提とした防衛ではなく、純粋な防衛ができれば・・・

⇒それでは、“戦争をしていない”ことでまたパワーバランスが崩れるのではないか。

- ・ 高坂先生は反ミサイル・ミサイルもダメとされている。ということは現在の日本における北朝鮮のミサイルを迎撃する方向性もダメか。  
⇒反ミサイル・ミサイルが恐怖の均衡を破る場合は、核を持っていることが前提ではないだろうか。相手国家を瞬時に壊滅できる核兵器を持つ国家が反ミサイル・ミサイルを開発することは無敵を意味する。そういう点では核を持っていない日本は恐怖の均衡を崩す要因にはならないのでは。
- ・ ドクター中松（フロッピーディスク開発者。東京都知事選に出馬し1万票を得る）の考案するバリアが完成すれば核は無効化できる・・・！？  
⇒核を持っていない国をすべてバリアで守ることができれば、後は核保有国の均衡のみの問題。

## 二章

- ・ p110 でルソーの『エミール』から引用するのはどうか。『エミール』は教育について書いている。本書は経済の話なのに不思議に感じた。親と子どもという図式に先進国と発展途上国を当てはめて大丈夫か。  
⇒これに関しては、国家と人という点でプラトン批判の論が手がかりになるのでは・・・。  
★ ここでメンバーがプラトンについてお勧めの本を紹介してくれた。  
富田恭彦『科学哲学者 柏木達彦のプラトン講義』
- ・ スマトラ沖地震の際・・・日本の援助はいらぬと言われ、ハイチでは少ないと言われたことについて。  
⇒日本政府が動くのが遅すぎる。災害の混乱状態では物品より人的援助が良いと思う。援助物品も途中で横流しされ、搾取されている現状もある。特にハイチについては黒人最初の国家というプライド・自分達の国家で対処しようとして援助依頼が遅れたと言われる。
- ・ 個人と共同体を同一視することは難しい。この場合の共同体とマスコミは別。
- ・ 価値の問題が重要。

## 三章～終章

- ・ p152 “人の心を求めての闘争”とあるが、ここでの“人”とは誰を指しているのか。  
⇒イデオロギーのことでは。大衆を先導し、イデオロギーに沿わせることが必要。
- ・ p174 “権威”について・・・  
権力と言ってしまえば従わざるを得ないような強制力を持つ。権威は自発的に従いたくなる。本来の意味のカリスマのようなもの？小泉純一郎の“権威”はまさに権威の大衆化・低俗化したようなもの。
- ・ 結局、価値とは対立を前提とするのか、理解を前提とするのかで違う。
- ・ 国際関係の利害関係が外交レベルで扱える限度。

### ○ 価値の対立について

対立を前提とした中で友愛的なものを見出すにはどうすればいいかという疑問が出た。

対立を理解するには愛しかないのではないかという意見が出た。

- ・ 恋愛と似ている。相手と自分は違うという点を愛でもって許すのでは。
- ・ 家庭はある意味ひとつの社会であり、全く異なった人間が夫婦になるけれども、子どもという存在によってお互いの興味関心も変わってくるのではないか。
- ・ 100パーセント相手をわかることはあり得ないが、わからないこともあり得ない。中庸。
- ・ 夫婦の場合であれば、子どもを共通目標としてそこに標準・視線を合わせ一致させていけるのでは。
- ・ 平行線であると同時に平行線を維持する努力も必要。決して交わることはないが一致させるように努力をする⇒愛の漸近線

等、さまざまな意見が出た。また、共同体間の価値の対立をどこまで個人同士に当てはめられるのかという疑問が出たが、この問題については共同体と個人の間を分析した本などを読み、今後の課題として考えていく必要がある。

### 【番外編】外国人参政権について

嶋田君が現在問題となっている外国人参政権について解説してくれた。

外国人参政権についてのさまざまな問題提起ありがとうございました。

### ◇外国人参政権論の流れ◇

1988年	ドイツでの部分的許容説を論拠にして合憲となる ⇒しかしドイツでも違憲とされ以後日本では外国人参政権論はなりを潜める
1990年	在日に参政権がないのはおかしいと起訴があった。
1995年	最高裁で上告を棄却。「住民とは地方公共団体に住む日本国籍を持つ者。国政・地方レベルを問わず外国人に参政権は憲法上認められない」と判決。しかし法的拘束力のない傍論においては、「地方レベルであれば外国人に参政権を認めることは憲法上必ずしも禁止されていない」としている。

⇒⇒⇒外国人参政権付与の賛成派はこの傍論を根拠としている。

傍論の根拠・・・①憲法 15 条では「国民」とあるが、93 条では「住民」。この

住民」には外国人も含まれて良い。(芦部説)

・・・②「地方自治の本旨」に適する。外国人も「住民」。

・・・③外国人参政権は世界の流れである。

### ◇問題点◇

※ そもそも最高裁の判決に対して傍論が矛盾している。世界の流れといっても、例えば「北  
欧型」(外国人に労働力等を期待し、外国人優遇のために導入)「植民地型」(大英連邦

に限定)「EU型」(EU内に限定)というように非常に限定された、または自国の国益に適うように制定されており、日本のように外国人であれば誰でもOKという国はない。

- ※ 最高裁の裁判官のうちの一人、園部が2月19日付の産経新聞の取材に対して、「外国人参政権は社会的歴史的配慮に基づいて在日を対象にしていた」と認めている。
- ※ また、ドイツの部分的許容説を持ち出し、外国人に参政権を与えることを合憲と主張した長尾氏も、産経新聞の紙面にて、自らの説は誤りだったと発言を撤回している。
- ※ 賛成派として東京外国語大教授の北脇氏は、「参政権ありきの考えではなく、外国人を管理するために必要」と、北欧型とも言える立場である。(無条件に付与ではない)
- ※ 民主党のゴリ押し…移民政策がいつのまにか参政権問題に刷り変えられている。
- ※ しかし、外国人に参政権を与えることによって、彼らが日本のために連帯し、地域安全・公共のルールを守るとは必ずしも言えない。
- ※ ちなみに、朝鮮総連は民族の結束を分断するとして外国人参政権には反対の立場であり、民団は賛成・むしろ“歴史的背景”を根拠に公然と要求する立場のように、同じ在日でも両極。わざわざ日本人が外国人参政権付与で民族の分断を招く必要があるのだろうか。
- ※ 外国人参政権は民主党と公明党をつなぐパイプの役割を果たしているのではないか。民主党は次の選挙の議席数獲得のため公明党が必要、一方、公明党は多文化・他民族共生主義を標榜しており、両者が急接近することもあり得るのでは・・・